５．利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		70,913,298
当期総利益	70,913,298	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	34,889,501	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営改善のための積立金	36,023,797	70,913,298

６．注記事項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年６月13日最終改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

⑴　運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

なお、基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）のうち、教育研究組織改革分、障害学生支援分及び学術情報流通活性化分については業務達成基準を採用しております。また、特殊要因運営費交付金に充当される運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物	10～50年
構築物	10～50年
工具器具備品	２～15年
車両運搬具	３～６年

なお、受託研究収入により購入した資産については、当該受託研究期間の終了後も使用する予定である償却資産は法人税法上の耐用年数、当該研究の終了後に他の目的で使用することが困難な場合は、当該受託研究期間を耐用年数として、リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

⑷　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑸　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券は、償却原価法（定額法）を採用しております。

⑹　収益及び費用の計上基準

①　検定試験等のサービスに係る収益

検定試験等のサービスに係る収益は、主に受験生から支出された検定料であり、当法人は受験生に対して検定試験等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、検定試験等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

⑺　たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　評価基準

低価法を採用しております。

②　評価方法

最終仕入原価法により行っております。

但し、金券類については個別法によっております。

⑻　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑼　リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については，通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

⑽　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

⑾　財務諸表及び附属明細書（利益の処分に関する書類（案）を除く）端数処理

財務諸表及び附属明細書（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、千円未満切捨により作成しております。